

第 4 の 2 （遺留分の算定方法の見直し）に関する参考資料

【事例 I】（甲案についてイ（注 2）の調整規定を設ける必要性）	
（相続人は、X（1/2）、Y（1/4）、Z（1/4）の 3 名）	
① 被相続人が相続開始時に有していた財産	0 円
② 相続人 Y に対する遺贈	1 0 0 0 万円
③ 第三者 A に対する遺贈	9 0 0 0 万円

○ 結論（最終的な取得額の比較）

	現行法	甲案（従前の案）	甲案（調整後）
X	2 5 0 0 万円	2 5 0 0 万円	2 5 0 0 万円
Y	1 2 5 0 万円	8 7 5 万円	1 2 5 0 万円
Z	1 2 5 0 万円	1 2 5 0 万円	1 2 5 0 万円
A	5 0 0 0 万円	5 3 7 5 万円	5 0 0 0 万円

○ 現行法

（遺留分）

- ・ X の遺留分侵害額 = $(1000万 + 9000万) \times \frac{1}{2} \times \frac{1}{2} = 2500万円$
- ・ Y の遺留分侵害額 = $(1000万 + 9000万) \times \frac{1}{2} \times \frac{1}{4} - 1000万 = 250万円$
- ・ Z の遺留分侵害額 = $(1000万 + 9000万) \times \frac{1}{2} \times \frac{1}{4} = 1250万円$

（まとめ）

- ・ X の最終的な取得額 = 2 5 0 0 万円
- ・ Y の最終的な取得額 = 2 5 0 万 + 1 0 0 0 万 = 1 2 5 0 万円
- ・ Z の最終的な取得額 = 1 2 5 0 万円
- ・ A の最終的な取得額 = 9 0 0 0 万 - 2 5 0 0 万 - 2 5 0 万 - 1 2 5 0 万 = 5 0 0 0 万円

○ 甲案（従前の案）

（相続人に対する請求）

- ・ X の最低限相続分侵害額 = $1000万 \times \frac{1}{4} = 250万$

- ・ Zの最低限相続分侵害額 = $1000万 \times \frac{1}{8} = 125万$

(第三者に対する請求)

- ・ Xの遺留分侵害額 = $(1000万 + 9000万) \times \frac{1}{4} - 250万 = 2250万円$

- ・ Yの遺留分侵害額 = $(1000万 + 9000万) \times \frac{1}{8} - 1000万 = 250万円$

- ・ Zの遺留分侵害額 = $(1000万 + 9000万) \times \frac{1}{8} - 125万 = 1125万円$

(まとめ)

- ・ Xの最終的な取得額 = $250万 + 2250万 = 2500万円$

- ・ Yの最終的な取得額 = $1000万 - 375万$ (XとZの最低限相続分侵害額)
+ $250万 = \underline{875万円}$

- ・ Zの最終的な取得額 = $125万 + 1125万 = \underline{1250万円}$

- ・ Aの最終的な取得額 = $9000万 - 2250万 - 250万 - 1125万$
= $5375万円$

→ 計算上、遺贈をもらっているYの方が、Zより取得額が少ないという結果となる。

○ 甲案 (調整規定を設けた場合)

(相続人に対する請求)

上記に同じ

(第三者に対する請求)

- ・ Xの遺留分侵害額 = $(1000万 + 9000万) \times \frac{1}{4} - 250万 = 2250万円$

- ・ Yの遺留分侵害額 = $(1000万 + 9000万) \times \frac{1}{8} - (1000万 - 375万)$
= $625万円$

- ・ Zの遺留分侵害額 = $(1000万 + 9000万) \times \frac{1}{8} - 125万 = 1125万円$

(まとめ)

- ・ Xの最終的な取得額 = $250万 + 2250万 = 2500万円$

- ・ Yの最終的な取得額 = $1000万 - 375万 + 625万 = \underline{1250万円}$

- ・ Zの最終的な取得額 = $125万 + 1125万 = \underline{1250万円}$

- ・ Aの最終的な取得額 = $9000万 - 2250万 - 625万 - 1125万$
= $5000万円$

【事例Ⅱ】（乙案のイについて、本文ただし書の調整規定を設ける必要性）

（相続人は、X（1/2）、Y（1/4）、Z（1/4）の3名）

- | | | |
|---|----------------------|--------|
| ① | 被相続人が相続開始時に有していた財産 | 3000万円 |
| ② | 相続人Yに対する遺贈 | 3000万円 |
| ③ | 第三者Aに対する生前贈与（死亡6か月前） | 1億円 |

○ 結論（最終的な取得額の比較）

	現行法	提案イ（調整なし）	提案イ（調整あり）
X	4000万円	4000万円	4000万円
Y	2000万円	750万円	2000万円
Z	2000万円	2000万円	2000万円
A	8000万円	9250万円	8000万円

○ 現行法

（遺産分割）

- Xの具体的相続分 = $(3000万 + 3000万) \times \frac{1}{2} = 3000万$ 円
- Yの具体的相続分 = $(3000万 + 3000万) \times \frac{1}{4} - 3000万 = -1500万$ 円
- Zの具体的相続分 = $(3000万 + 3000万) \times \frac{1}{4} = 1500万$ 円

遺産分割の対象財産は3000万円しかないから、結局、遺産分割における取得分は、

- $X = 3000万 \times \frac{3000万}{3000万 + 1500万} = 2000万$ 円
- $Z = 3000万 \times \frac{1500万}{3000万 + 1500万} = 1000万$ 円
- Y = 0円

（遺留分）

- Xの遺留分侵害額 = $(3000万 + 3000万 + 1億) \times \frac{1}{2} \times \frac{1}{2} - 2000万 = 2000万$ 円
- Yの遺留分侵害額 = $1億6000万 \times \frac{1}{2} \times \frac{1}{4} - 3000万 = -1000万$ 円
- Zの遺留分侵害額 = $1億6000万 \times \frac{1}{2} \times \frac{1}{4} - 1000万 = 1000万$ 円

Yへの遺贈については、民法1034条の解釈によりYの遺留分超過額(1000万円)のみ減殺対象となる。

したがって、

- XからYに対し、 $1000万 \times \frac{2000万}{2000万+1000万} = 667万$ 円
 - ZからYに対し、 $1000万 \times \frac{1000万}{2000万+1000万} = 333万$ 円
 - XからAに対し、 $2000万 - 667万 = 1333万$ 円
 - ZからAに対し、 $1000万 - 333万 = 667万$ 円
- それぞれ請求することができる。

(まとめ)

- Xの最終的な取得額=4000万円
- Yの最終的な取得額=2000万円
- Zの最終的な取得額=2000万円
- Aの最終的な取得額=8000万円

○ 提案イの規律を採用し、本文ただし書のような調整規定を置かない場合
(遺産分割)

現行法と同じ。

(遺留分)

各人の遺留分侵害額の計算は、現行法と同じ。

ただし、Yへの遺贈については、提案イ本文の規律によりYの法定相続分を超える分である2250万円($3000万 \times (1 - \frac{1}{4}) = 2250万$)円)が減殺対象となる。

したがって、

- XからYに対し、 $2250万 \times \frac{2000万}{2000万+1000万} = 1500万$ 円
 - ZからYに対し、 $2250万 \times \frac{1000万}{2000万+1000万} = 750万$ 円
 - XからAに対し、 $2000万 - 1500万 = 500万$ 円
 - ZからAに対し、 $1000万 - 750万 = 250万$ 円
- それぞれ請求することができる。

(まとめ)

- ・ Xの取得額＝4000万円
- ・ Yの取得額＝750万円
- ・ Zの取得額＝2000万円
- ・ Aの取得額＝9250万円

※ なお、この後、YがAに対して遺留分減殺請求をすれば、現行法と同じ結論になるが、求償の循環が生ずる。

○ 提案イの規律を採用し、本文ただし書のような調整規定を置いた場合

(遺産分割)

現行法と同じ。

(遺留分)

各人の遺留分侵害額の計算は、現行法と同じ。

ただし、Yへの遺贈については、提案イ本文の規律によりYの法定相続分を超える分である2250万円が減殺対象となるが、同ただし書の規定によりYの遺留分を侵害しない1000万円のみが減殺対象となる。

したがって、以下の計算は現行法と同じになる。

(まとめ)

現行法と同じ。

【事例Ⅲ】（乙案ウのA案について、（注1）の調整規定を設ける必要性）

（相続人は、X（1/2）、Y（1/4）、Z（1/4）の3名）

①	被相続人が相続開始時に有していた財産	4500万円
②	相続人Yに対する遺贈	500万円
③	第三者Aに対する遺贈	5000万円

○ 結論（最終的な取得額の比較）

	現行法	A案（調整規定なし）	A案（調整後）
X	2500万円	2750万円	2674.4万円
Y	1250万円	1223.8万円	1337.2万円
Z	1250万円	1375万円	1337.2万円
A	5000万円	4651.2万円	4651.2万円

○ 現行法

（遺産分割）

- ・ Xの具体的相続分 = $(4500万 + 500万) \times \frac{1}{2} = 2500万$ 円
- ・ Yの具体的相続分 = $(4500万 + 500万) \times \frac{1}{4} - 500万 = 750万$ 円
- ・ Zの具体的相続分 = $(4500万 + 500万) \times \frac{1}{4} = 1250万$ 円

（遺留分）

- ・ Xの遺留分侵害額 = $(4500万 + 500万 + 5000万) \times \frac{1}{2} \times \frac{1}{2} - 2500万$
 $= 1億 \times \frac{1}{2} \times \frac{1}{2} - 2500万 = 0$ 円
- ・ Yの遺留分侵害額 = $1億 \times \frac{1}{2} \times \frac{1}{4} - (750万 + 500万) = 0$ 円
- ・ Zの遺留分侵害額 = $1億円 \times \frac{1}{2} \times \frac{1}{4} - 1250万 = 0$ 円

（まとめ）

- ・ Xの最終的な取得額 = 2500万円
- ・ Yの最終的な取得額 = 1250万円
- ・ Zの最終的な取得額 = 1250万円
- ・ Aの最終的な取得額 = 5000万円

○ A案（調整規定置かず）

（遺留分）

- ・ 総体的遺留分 $1 \text{ 億円} \times \frac{1}{2} - 4500 \text{ 万} = 500 \text{ 万円}$
- ・ Xの個別的遺留分額 $= 500 \text{ 万} \times \frac{1}{2} = 250 \text{ 万}$ （＝個別的遺留分侵害額）
- ・ Yの個別的遺留分額 $= 500 \text{ 万} \times \frac{1}{4} = 125 \text{ 万}$ （個別的遺留分侵害額は0）
- ・ Zの個別的遺留分額 $= 500 \text{ 万} \times \frac{1}{4} = 125 \text{ 万}$ （＝個別的遺留分侵害額）
- ・ Yが取得した遺贈のうち法定相続分を超える価額／遺留分超過額
（注：本事例においては、提案イを採用した場合も、採用せず現行法の規律を採用した場合も同じ結論になる。）

$$500 \text{ 万} \times \left(1 - \frac{1}{4}\right) = 375 \text{ 万円} \quad (500 \text{ 万} - 125 \text{ 万} = 375 \text{ 万円})$$

- ・ XからYへの請求 $= 250 \text{ 万} \times \frac{375 \text{ 万}}{375 \text{ 万} + 5000 \text{ 万}} = 17 \text{ 万}4419 \text{ 円}$
- ・ XからAへの請求 $= 250 \text{ 万} \times \frac{5000 \text{ 万}}{375 \text{ 万} + 5000 \text{ 万}} = 232 \text{ 万}5581 \text{ 円}$
- ・ ZからYへの請求 $= 125 \text{ 万} \times \frac{375 \text{ 万}}{375 \text{ 万} + 5000 \text{ 万}} = 8 \text{ 万}7209 \text{ 円}$
- ・ ZからAへの請求 $= 125 \text{ 万} \times \frac{5000 \text{ 万}}{375 \text{ 万} + 5000 \text{ 万}} = 116 \text{ 万}2791 \text{ 円}$

（遺産分割）

- ・ Xの具体的相続分 $= (4500 \text{ 万} + 500 \text{ 万}) \times \frac{1}{2} = 2500 \text{ 万円}$
- ・ Yの具体的相続分 $= (4500 \text{ 万} + 500 \text{ 万}) \times \frac{1}{4} - 500 \text{ 万} = 750 \text{ 万円}$
- ・ Zの具体的相続分 $= (4500 \text{ 万} + 500 \text{ 万}) \times \frac{1}{4} = 1250 \text{ 万円}$

（まとめ）

- ・ Xの最終的な取得額 $= 17 \text{ 万}4419 + 232 \text{ 万}5581 + 2500 \text{ 万}$
 $= 2750 \text{ 万円}$
- ・ Yの最終的な取得額 $= 500 \text{ 万} + 750 \text{ 万} - 17 \text{ 万}4419 - 8 \text{ 万}7209$

$$= 1223万8372円$$

- Zの最終的な取得額 = 8万7209 + 116万2791 + 1250万

$$= 1375万円$$

- Aの最終的な取得額 = 5000万 - 232万5581 - 116万2791

$$= 4651万1628円$$

○ A案（調整規定を置いた場合）

（遺留分）

遺留分の計算は同じ。

（遺産分割）

- Xの具体的相続分 = (4500万 + 500万 + 348万8372 (Aの遺留分における負担分)) $\times \frac{1}{2}$ - 250万 = 5348万8372 $\times \frac{1}{2}$ - 250万

$$= 2424万4186円$$

- Yの具体的相続分 = 5348万8372 $\times \frac{1}{4}$ - 500万 + 26万1628 (Yの遺留分における負担分)

分における負担分)

$$= 863万3721円$$

- Zの具体的相続分 = 5348万8372 $\times \frac{1}{4}$ - 125万

$$= 1212万2093円$$

（まとめ）

- Xの最終的な取得額 = 250万 + 2424万4186 = 2674万4186円

- Yの最終的な取得額 = 863万3721 + 500万 - 26万1628

$$= 1337万2093円$$

- Zの最終的な取得額 = 125万 + 1212万2093 = 1337万2093円

- Aの最終的な取得額 = 4651万1628円

【事例Ⅳ】（乙案ウのB案についての比較）

（相続人は、X（1/2）、Y（1/4）、Z（1/4）の3名）

① 被相続人が相続開始時に有していた財産	1000万円
② 相続人Yに対する遺贈	1000万円
③ 第三者Aに対する遺贈	8000万円

○ 結論（最終的な取得額の比較）

	ウ（B-1案）	ウ（B-2案）
X	2666万6667円	2500万円
Y	1000万円	1250万円
Z	1333万3333円	1250万円
A	5000万円	5000万円

※ なお、遺留分減殺の対象に関する規律（本文乙案のイ）及び民法1034条に関する規律については、現行法の規律を前提として計算してある。

○ B-1案

（遺産分割）

- ・ Xの具体的相続分 = $(1000万 + 1000万) \times \frac{1}{2} = 1000万円$
- ・ Yの具体的相続分 = $(1000万 + 1000万) \times \frac{1}{4} - 1000万 < 0円$
- ・ Zの具体的相続分 = $(1000万 + 1000万) \times \frac{1}{4} = 500万円$
- ・ Xの取得額 = $1000万 \times \frac{1000万}{500万 + 1000万} = 666万6667円$
- ・ Zの取得額 = $1000万 \times \frac{500万}{500万 + 1000万} = 333万3333円$

（遺留分）

- ・ Xの個別的遺留分侵害額 = $(1000万 + 1000万 + 8000万) \times \frac{1}{2} \times \frac{1}{2} - \underline{1000万 \times \frac{1}{2}}$ （遺産分割の対象残余財産のうちXの法定相続分）
= 2000万円
- ・ Yの個別的遺留分侵害額 = $1億 \times \frac{1}{2} \times \frac{1}{4} - 1000万 \times \frac{1}{4} - 1000万 = 0円$

- ・ Zの個別的遺留分侵害額 = $1 \text{億} \times \frac{1}{2} \times \frac{1}{4} - 1000 \text{万} \times \frac{1}{4} = 1000 \text{万}$
- ・ Yの遺贈については、Yの遺留分額の範囲内なので、0円として計算。
- ・ したがって、XはAに対して2000万円、ZはAに対して1000万円、それぞれ遺留分減殺請求することができる。

(まとめ)

- ・ Xの最終取得額 = $2000 \text{万} + 666 \text{万}6667 \text{円} = 2666 \text{万}6667 \text{円}$
- ・ Yの最終取得額 = **1000万円**
- ・ Zの最終取得額 = **1333万3333円**
- ・ Aの最終取得額 = 5000万円

○ B-2案

(遺産分割)

遺産分割の計算は同じ。

(遺留分)

- ・ Xの個別的遺留分侵害額 = $(1000 \text{万} + 1000 \text{万} + 8000 \text{万}) \times \frac{1}{2} \times \frac{1}{2} - \underline{666 \text{万}6667 \text{ (遺産分割の対象残余財産のうちXの具体的相続分)}}$
= 1833万3333円
- ・ Yの個別的遺留分侵害額 = $1 \text{億} \times \frac{1}{2} \times \frac{1}{4} - 0 - 1000 \text{万} = 250 \text{万}$
- ・ Zの個別的遺留分侵害額 = $1 \text{億} \times \frac{1}{2} \times \frac{1}{4} - 333 \text{万}3333 = 916 \text{万}6667 \text{円}$
- ・ したがって、XはAに対して1833万3333円、YはAに対して250万円、ZはAに対して916万6667円、それぞれ遺留分減殺請求することができる。

(まとめ)

- ・ Xの最終取得額 = $1833 \text{万}3333 + 666 \text{万}6667 = 2500 \text{万円}$
- ・ Yの最終取得額 = $250 \text{万} + 1000 \text{万} = 1250 \text{万円}$
- ・ Zの最終取得額 = $916 \text{万}6667 + 333 \text{万}3333 = 1250 \text{万}$
- ・ Aの最終取得額 = 5000万